都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに〇）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇）								（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに〇）						（8）（7）のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
25	25	25	16	9	15	20	11	19	4	1	3	3	0	0	25	0	0	0	12	2	12	0	0	0	0	2	2	8	0	18	15	4	3	3
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	学校から保護者宛にメール配信を行っている			○				○									○		○	○			
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○										○		○		
栃木県	栃木市	○	○		○	○		○							○							○									○	○	○		
栃木県	佐野市	○	○		○	○		○							○				○							○	新入学児童生徒学用品費の入学前支給及び小学校就学予定者の就学援助のみ希望者が学校ではなく教育委員会に提出			○			○	外国語の案内の書類を作成
栃木県	鹿沼市	○	○			○									○				○									○							
栃木県	日光市	○	○		○	○	○	○							○							○										○	○			
栃木県	小山市	○	○	○		○	○	○							○				○									○		○	○	○		
栃木県	真岡市	○		○		○		○							○							○								○		○	○			
栃木県	大田原市	○				○	○	○							○				○												○	○			
栃木県	矢板市	○	○		○	○	○	○							○							○										○	○			
栃木県	那須塩原市	○	○	○		○			○	○				○				○												○				
栃木県	さくら市	○	○		○	○									○							○										○	○			
栃木県	那須烏山市	○	○		○		○	○							○							○														○	市ホームページやお知らせ版等で周知を図っている。
栃木県	下野市	○	○		○			○							○						○										○	○	○		
栃木県	上三川町	○		○	○		○	○							○							○										○	○			
栃木県	益子町	○	○			○									○				○									○							
栃木県	茂木町	○				○		○							○				○									○			○			
栃木県	市貝町	○			○	○									○							○								○		○	○			
栃木県	芳賀郡芳賀町	○		○		○									○				○															
栃木県	壬生町	○	○					○							○							○										○	○			
栃木県	野木町	○			○	○		○							○							○								○		○				
栃木県	塩谷町	○		○	○	○	○	○			○	全児童・生徒に就学援助制度のチラシを配布			○				○														○	各学校を通し、チラシを配布している。
栃木県	高根沢町	○	○		○			○	○		○	転入学時に就学援助制度の書類を配布			○							○										○	○			
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○	○	○					○				○												○				
栃木県	那珂川町	○				○	○	○							○							○					○	入学準備金に関しては教育委員会でのみ対応				○			

都道府県	市区町村	Ｉ　令和6年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																					
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア．イ．ウ．エに〇をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
25	25	21	0	4	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9	11	0	14	14	3	16	8	0	3	0	1	2	2	0	0	0	3	0	1	1
栃木県	宇都宮市	○							○											○		○	○		○	○					○	域内の幼稚園や保育所でのポスター掲示							
栃木県	足利市	○							○											○					○														
栃木県	栃木市	○							○											○		○	○		○														
栃木県	佐野市	○							○										○			○	○		○														
栃木県	鹿沼市	○							○										○			○	○							○									
栃木県	日光市	○							○										○			○	○		○	○		○											
栃木県	小山市	○							○											○		○				○													
栃木県	真岡市	○							○										○					○		○													
栃木県	大田原市			○																																○			
栃木県	矢板市	○							○											○		○	○		○														
栃木県	那須塩原市	○							○											○			○	○	○														
栃木県	さくら市	○							○							○						○	○		○														
栃木県	那須烏山市	○							○										○			○	○		○			○											
栃木県	下野市	○							○										○			○	○		○			○											
栃木県	上三川町	○							○											○					○														
栃木県	益子町			○																																○			
栃木県	茂木町			○																																○			
栃木県	市貝町	○							○											○						○													
栃木県	芳賀郡芳賀町			○																																		○	就学援助の原則として、在学している者について学校長が認める形を取っているため、入学前の児童については対象としていない。
栃木県	壬生町	○							○										○			○	○								○	就学時健診の通知発送時、お知らせ・申請書を同封							
栃木県	野木町	○							○											○					○	○													
栃木県	塩谷町	○							○											○		○		○	○	○													
栃木県	高根沢町	○							○										○				○		○														
栃木県	那須町	○							○										○			○	○		○	○													
栃木県	那珂川町	○							○											○		○	○		○														

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																									
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容	ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ.　4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
25	25	21	1	3	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	0	0	1	0	11	9	0	0	0	2	0	1	1
栃木県	宇都宮市	○							○											○							
栃木県	足利市	○							○										○								
栃木県	栃木市	○							○											○							
栃木県	佐野市	○							○										○								
栃木県	鹿沼市	○							○										○								
栃木県	日光市	○							○										○								
栃木県	小山市	○							○											○							
栃木県	真岡市	○							○										○								
栃木県	大田原市	○							○								○										
栃木県	矢板市	○							○											○							
栃木県	那須塩原市	○							○											○							
栃木県	さくら市	○							○										○								
栃木県	那須烏山市	○							○										○								
栃木県	下野市	○							○										○								
栃木県	上三川町	○							○											○							
栃木県	益子町			○																				○			
栃木県	茂木町			○																				○			
栃木県	市貝町		○							○																	
栃木県	芳賀郡芳賀町			○																						○	就学援助の原則として、在学している者について学校長が認める形を取っているため、入学前の生徒については対象としていない。進学前の申請は町内小学校にて受け付けているが、支給は在校生と同じタイミングになっている。
栃木県	壬生町	○							○										○								
栃木県	野木町	○							○											○							
栃木県	塩谷町	○							○											○							
栃木県	高根沢町	○							○										○								
栃木県	那須町	○							○										○								
栃木県	那珂川町	○							○											○							

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率
		（1） 令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）で ソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. 離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト. その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
																						倍	倍			
25	25	21	19	18	18	18	20	11	10	16	16	9	7	12	11	11	5	8	0	6	8	24	0	8	2	25
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○	1.3		世帯員の失業，失踪，離婚，傷病若しくは死亡又は災害等により急激に生活状態が悪化したため，学用品費等の負担が困難と認められる者		10%未満
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					1.1				15%未満
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				10%未満
栃木県	佐野市	○														○						1.2				10%未満
栃木県	鹿沼市																	○				1.3				10%未満
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3				15%未満
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○			○	○	1.2		その他、災害、失業等で特に学校長が認定を必要と認める場合で、教育委員会が認める事由がある者であること。		10%未満
栃木県	真岡市													○				○				1.2				10%未満
栃木県	大田原市		○				○										○					1.3				10%未満
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	○	1		学校長による調書等により、教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある場合		10%未満
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○			○					○	○					○	1.3		・失業、離婚、世帯主の失踪、事故、災害等を証明する書類を添付し申請した者で、申請月の前3箇月の平均の収入金額に12を乗じて得た額を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額が所得基準額未満の保護者 ・その他那須塩原市教育委員会が必要と認めた保護者。		15%未満
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1.3				10%未満
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1.2				10%未満
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○											10%未満
栃木県	上三川町															○						1.2				5%未満
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		1.1				5%未満
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3			長期にわたる病気療養中の者がいるなど特別の事情がある者については、1.5倍未満。ただし、福祉関係機関等の助言及び児童又は生徒の日常生活や家庭の諸事情を総合的に勘案して判断するものとする。	5%未満
栃木県	市貝町	○					○							○		○					○	1.3		教育委員会が特に援助が必要と認める者。		5%未満
栃木県	芳賀郡芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2			（3）における認定基準ク、サ、シ、ス、セについては認定基準ソを同時に満たし、生活実態を勘案したうえで認定する。	10%未満
栃木県	壬生町	○	○	○	○	○	○			○	○			○				○				1				10%未満
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		1.1				10%未満
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					○	1.3		要保護者に準ずる程度に困窮し、就学援助を要すると教育委員会が認めた者		15%未満
栃木県	高根沢町	○														○				○		1.5				10%未満
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○			○	○							○			○	1.3		学校長又は民生委員が援助を必要と認める者		15%未満
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○								○					○	1.3		その他、教育委員会が特に就学援助の必要があると認めるもの		15%未満

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

学用品費

都道府県	市区町村	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
25	25	25	0	0	2	2	2	23	23	0	0
栃木県	宇都宮市	○						○	11630		
栃木県	足利市	○						○	11520		
栃木県	栃木市	○						○	11630		
栃木県	佐野市	○						○	11630		
栃木県	鹿沼市	○						○	11630		
栃木県	日光市	○						○	11630		
栃木県	小山市	○						○	11630		
栃木県	真岡市	○						○	11630		
栃木県	大田原市	○						○	11630		
栃木県	矢板市	○						○	11630		
栃木県	那須塩原市	○						○	11630		
栃木県	さくら市	○						○	11630		
栃木県	那須烏山市	○						○	11630		
栃木県	下野市	○						○	11630		
栃木県	上三川町	○			○	12390	12390				
栃木県	益子町	○						○	11420		
栃木県	茂木町	○						○	11630		
栃木県	市貝町	○						○	11630		
栃木県	芳賀郡芳賀町	○			○	11630	10660				
栃木県	壬生町	○						○	11630		
栃木県	野木町	○						○	11630		
栃木県	塩谷町	○						○	11630		
栃木県	高根沢町	○						○	11630		
栃木県	那須町	○						○	11420		
栃木県	那珂川町	○						○	12100		

新入学児童生徒学用品費等

都道府県	市区町村	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
25	25	25	0	0	2	2	2	23	23	0	0
栃木県	宇都宮市	○						○	57060		
栃木県	足利市	○						○	54060		
栃木県	栃木市	○						○	57060		
栃木県	佐野市	○						○	54060		
栃木県	鹿沼市	○						○	57060		
栃木県	日光市	○						○	57060		
栃木県	小山市	○						○	57060		
栃木県	真岡市	○						○	57060		
栃木県	大田原市	○						○	57060		
栃木県	矢板市	○						○	57060		
栃木県	那須塩原市	○						○	57060		
栃木県	さくら市	○						○	57060		
栃木県	那須烏山市	○						○	57060		
栃木県	下野市	○						○	57060		
栃木県	上三川町	○			○	57060	57060				
栃木県	益子町	○						○	40600		
栃木県	茂木町	○						○	57060		
栃木県	市貝町	○						○	57060		
栃木県	芳賀郡芳賀町	○			○	54060	45050				
栃木県	壬生町	○						○	57060		
栃木県	野木町	○						○	57060		
栃木県	塩谷町	○						○	57060		
栃木県	高根沢町	○						○	57060		
栃木県	那須町	○						○	50600		
栃木県	那珂川町	○						○	57060		

通学費

都道府県	市区町村	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
25	25	12	12	12	0	0	0	0	0	0	7
栃木県	宇都宮市	○	○	6134							
栃木県	足利市	○	○	0							実績なし
栃木県	栃木市	○	○	0							実績なし
栃木県	佐野市										
栃木県	鹿沼市	○	○	0							
栃木県	日光市	○	○	12537							
栃木県	小山市	○	○	0							実績なし
栃木県	真岡市										
栃木県	大田原市										
栃木県	矢板市	○	○	0							実績なし
栃木県	那須塩原市										
栃木県	さくら市										
栃木県	那須烏山市										
栃木県	下野市										
栃木県	上三川町										
栃木県	益子町										
栃木県	茂木町	○	○	0							実績なし
栃木県	市貝町										
栃木県	芳賀郡芳賀町										
栃木県	壬生町										
栃木県	野木町										
栃木県	塩谷町	○	○	0							
栃木県	高根沢町	○	○	0							実績なし
栃木県	那須町	○	○	0							
栃木県	那珂川町	○	○	0							実績なし

修学旅行費

都道府県	市区町村	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
25	25	25	17	17	8	8	8	0	0	0	0
栃木県	宇都宮市	○	○	27797							
栃木県	足利市	○			○	22690	22401				
栃木県	栃木市	○			○	22690	22197				
栃木県	佐野市	○	○	24928							
栃木県	鹿沼市	○	○	26394							
栃木県	日光市	○	○	27685							
栃木県	小山市	○	○	26074							
栃木県	真岡市	○	○	26529							
栃木県	大田原市	○	○	32822							
栃木県	矢板市	○			○	22690	22305				
栃木県	那須塩原市	○	○	35000							
栃木県	さくら市	○			○	22690	22690				
栃木県	那須烏山市	○	○	30988							
栃木県	下野市	○			○	22690	20794				
栃木県	上三川町	○	○	30000							
栃木県	益子町	○	○	22000							
栃木県	茂木町	○	○	23497							
栃木県	市貝町	○			○	22690	22690				
栃木県	芳賀郡芳賀町	○	○	24716							
栃木県	壬生町	○	○	27000							
栃木県	野木町	○	○	25546							
栃木県	塩谷町	○			○	22690	22690				
栃木県	高根沢町	○			○	22690	22303				
栃木県	那須町	○	○	24869							
栃木県	那珂川町	○	○	29439							

卒業アルバム代等

都道府県	市区町村	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
25	25	11	1	1	7	7	7	3	3	0	0
栃木県	宇都宮市	○						○	11000		
栃木県	足利市	○			○	11000	9053				
栃木県	栃木市	○			○	11000	10019				
栃木県	佐野市	○			○	11000	10723				
栃木県	鹿沼市										
栃木県	日光市	○			○	11000	10257				
栃木県	小山市										
栃木県	真岡市										
栃木県	大田原市										
栃木県	矢板市	○			○	11000	10678				
栃木県	那須塩原市										
栃木県	さくら市										
栃木県	那須烏山市										
栃木県	下野市										
栃木県	上三川町	○	○	11000							
栃木県	益子町										
栃木県	茂木町										
栃木県	市貝町										
栃木県	芳賀郡芳賀町										
栃木県	壬生町										
栃木県	野木町	○			○	11000	9607				
栃木県	塩谷町	○						○	11000		
栃木県	高根沢町	○			○	11000	9439				
栃木県	那須町										
栃木県	那珂川町	○						○	11000		

オンライン学習通信費

都道府県	市区町村	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	（2）補足事項
25	25	7	1	1	2	2	2	4	4	0	1	6
栃木県	宇都宮市	○	○	現物支給								
栃木県	足利市											
栃木県	栃木市	○						○	14000			オンライン学習通信費は長子にのみ支給。
栃木県	佐野市											
栃木県	鹿沼市											医療費、通学費：R5年度支給実績なし
栃木県	日光市											
栃木県	小山市											
栃木県	真岡市											
栃木県	大田原市											
栃木県	矢板市											
栃木県	那須塩原市	○						○	14000			
栃木県	さくら市	○						○	14000			
栃木県	那須烏山市											
栃木県	下野市											修学旅行費　644,604円／31人＝20,794円 学校給食費　 7,143,380／153人＝46,689円 校外活動（宿泊を伴わない）　 139,334円／90人＝1,548円 校外活動（宿泊を伴う）　 188,190円／51人＝3,690円
栃木県	上三川町											医療費については、実績なし
栃木県	益子町											
栃木県	茂木町											給食費（月額4,100円）は、給食を停止している者への支給はせず日割で実費分を支給。また、令和5年7月から令和6年3月まで町が全額負担したため、保護者負担なし。
栃木県	市貝町											
栃木県	芳賀郡芳賀町	○			○	14000	0				実績なし	
栃木県	壬生町											
栃木県	野木町	○						○	3000			
栃木県	塩谷町											
栃木県	高根沢町	○			○	14000	12172					
栃木県	那須町											通学費と医療費は、対象科目であるが実績なし。
栃木県	那珂川町											

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																			
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																			
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																			
		(1)費目毎の援助額																			
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
25	25	25	0	0	2	2	2	23	23	0	0	25	0	0	2	2	2	23	23	0	0
栃木県	宇都宮市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	足利市	○						○	22680			○						○	63000		
栃木県	栃木市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	佐野市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	鹿沼市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	日光市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	小山市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	真岡市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	大田原市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	矢板市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	那須塩原市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	さくら市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	那須烏山市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	下野市	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	上三川町	○			○	24210	24210					○			○	63000	63000				
栃木県	益子町	○						○	22320			○						○	47400		
栃木県	茂木町	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	市貝町	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	芳賀郡芳賀町	○			○	22730	19483					○			○	63000	36000				
栃木県	壬生町	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	野木町	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	塩谷町	○						○	22730			○						○	60000		
栃木県	高根沢町	○						○	22730			○						○	63000		
栃木県	那須町	○						○	22320			○						○	57400		
栃木県	那珂川町	○						○	22000			○						○	63000		

都道府県	市区町村	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
25	25	12	12	12	0	0	0	0	0	0	4	25	17	17	8	8	8	0	0	0	0
栃木県	宇都宮市	○	○	36802								○	○	74670							
栃木県	足利市	○	○	16331								○			○	60910	60910				
栃木県	栃木市	○	○	0							実績なし	○			○	60910	60910				
栃木県	佐野市											○	○	76296							
栃木県	鹿沼市	○	○	0								○	○	79225							
栃木県	日光市	○	○	14774								○	○	78955							
栃木県	小山市	○	○	0							実績なし	○	○	74610							
栃木県	真岡市											○	○	66500							
栃木県	大田原市											○	○	76398							
栃木県	矢板市	○	○	1200								○			○	60910	60910				
栃木県	那須塩原市											○	○	85000							
栃木県	さくら市											○			○	60910	60910				
栃木県	那須烏山市											○	○	78219							
栃木県	下野市											○			○	60910	60910				
栃木県	上三川町											○	○	70000							
栃木県	益子町											○	○	74000							
栃木県	茂木町	○	○	0							実績なし	○	○	83127							
栃木県	市貝町											○			○	60910	60910				
栃木県	芳賀郡芳賀町											○	○	57366							
栃木県	壬生町											○	○	78000							
栃木県	野木町											○	○	66878							
栃木県	塩谷町	○	○	0								○			○	60910	60910				
栃木県	高根沢町	○	○	0							実績なし	○			○	60910	60910				
栃木県	那須町	○	○	0								○	○	71129							
栃木県	那珂川町	○	○	0								○	○	81012							

都道府県	市区町村	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										(2)補足事項	6. その他
																							就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		
25	25	11	1	1	7	7	7	3	3	0	0	7	1	1	2	2	2	4	4	0	1	7	1
栃木県	宇都宮市	○						○	8800			○	○	現物支給									
栃木県	足利市	○			○	8800	7451																
栃木県	栃木市	○			○	8800	8800					○						○	14000			オンライン学習通信費は長子にのみ支給。	
栃木県	佐野市	○			○	8800	8800																
栃木県	鹿沼市																					体育実技費：柔道（7,650円）、剣道（52,900円）上限。支給実績なし。 医療費、通学費：R5年度支給実績なし	
栃木県	日光市	○			○	8800	8665																
栃木県	小山市																						
栃木県	真岡市																						
栃木県	大田原市																						
栃木県	矢板市	○			○	8800	6450																
栃木県	那須塩原市											○						○	14000				
栃木県	さくら市											○						○	14000				
栃木県	那須烏山市																						
栃木県	下野市																					修学旅行費　1,644,570円／27人＝60,910円 学校給食費　　5,647,610／102人＝55,369円 校外活動（宿泊を伴わない） 76,608円／34人＝2,253円 校外活動（宿泊を伴う） 180,090円／29人＝6,210円	部活動地域移行を踏まえ、クラブ活動費の支給項目の追加を検討している。
栃木県	上三川町	○	○	8800																		医療費については、実績なし	
栃木県	益子町																						
栃木県	茂木町																					給食費（月額4,800円）は、給食を停止している者への支給はせず日割で実費分を支給。また、令和5年7月から令和6年3月まで町が全額負担したため、保護者負担なし。	
栃木県	市貝町																					給食費については、3年生は3月分を半額とし年額57，750円となる。	
栃木県	芳賀郡芳賀町											○			○	14000	0				実績なし		
栃木県	壬生町																						
栃木県	野木町	○			○	8800	8363					○						○	3000				
栃木県	塩谷町	○						○	8800														
栃木県	高根沢町	○			○	8800	6544					○			○	14000	11550						
栃木県	那須町																					医療費と通学費は、対象科目であるが実績なし。	
栃木県	那珂川町	○						○	8800														